



基本構想

base conception



1

まちづくりの基本理念

本町では、若年者の流出が続くとともに、少子化が重なり、急速に高齢化が進んでいます。

若者がこの町に住みたい、退職後には帰りたい、高齢になってもこのまちに住み続けたいと思えるまちとするため、新町建設計画を引き継ぎ、まちづくりの基本理念を「誰もが住みよい・住み続けたいまちづくり」とします。

誰もが住みよい・住み続けたいまちづくり

2

平成29年のまんのう町(将来像)

まちの様々な課題に町や町民、各種団体などが協働して取り組み、誰もが住みよい・住み続けたいまちにいくために、「新町建設計画」を受け継ぎ、まちの将来像を「元気まんまん まんのう町—改革と協働、輝きのまち」とします。

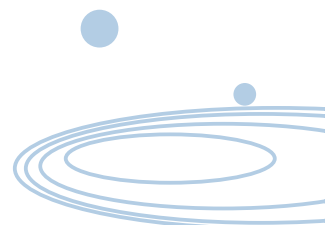
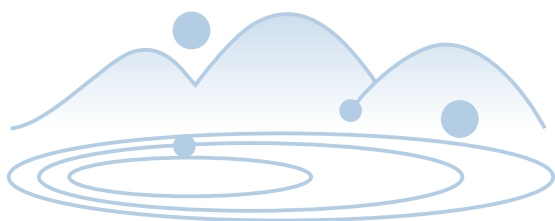
元気まんまん まんのう町

— 改革と協働、輝きのまち —

- ① 自然と人々が輝くまち
- ② 安心と安全・快適なまち
- ③ 活力創造と改革のまち

①「元気まんまん まんのう町」は、満々と水をたたえて輝く満濃池のまち、子どもから高齢者まで、元気まんまん輝くまちの姿を将来像としています。

②「改革と協働、輝きのまち」は、厳しい財政状況のもとで、住みよいまちにするために、行政のあり方を常に見直して改革し、町民とともにまちづくりを進め（協働）、自然や人が輝くまちを将来像として示しています。



3

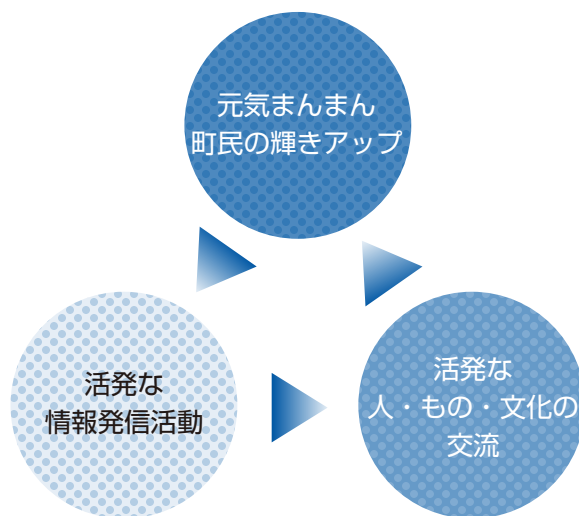
まちづくりの基本方針

「元気まんまん まんのう町—改革と協働、輝きのまち—」の実現に向けて、次の3つの基本方針のもとに、まちづくりを進めます。

1 元気まんまん、人が輝くまちづくり

活気と魅力のある町は、元気な住民の活動（輝き）から生まれます。子どもから高齢者まで、全ての住民が元気まんまんで活躍し、輝くことにより、活発な情報発信が生まれ、活発な人・もの・文化の交流を招き、さらに住民が輝くという、プラスの連鎖が生まれるまちづくりをめざします。

元気まんまん、人が輝くまちづくり



2 改革するまちづくり

地方分権が進み、地域のことは住民自らが決めることが可能になりつつあります。

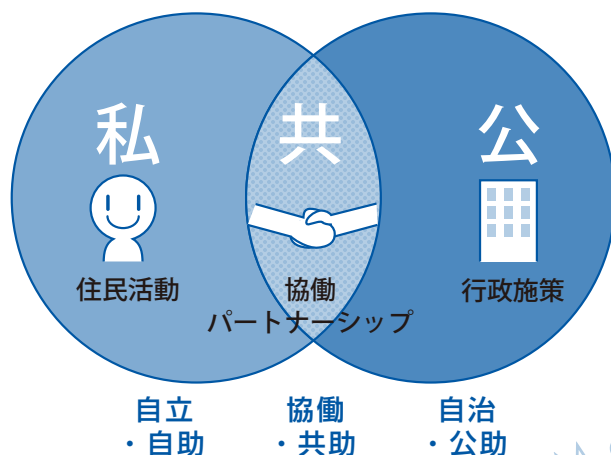
厳しい財政状況の中で、自治・自立のまちづくりを進め、住民が安心して暮らせるまちづくりを進めるために、行財政の徹底した改革を進め、効率的で効果的な行財政運営を行います。

3 住民と行政の協働のまちづくり

厳しい財政のもとで、住民が安心して暮らせるよう、住民と行政が協力し、共に汗を流す協働のまちづくりを進めます。

また、成熟時代の魅力的な生活や産業のまちづくりに向けて、住民主体の地域クラブ活動やボランティア活動、産業活動を、行政が側面から支援するまちづくりを進めます。

自治・自立・協働のまちづくり



4

数値目標

4-1 目標人口

① 予測

本町の人口は減少が続き、国勢調査による平成17(2005)年の総人口は19,896人です。この傾向が続くと仮定すると、計画の目標年度の平成29(2017)年には16,672人程度になると予想されます。

② 目標人口

「改革と協働、輝きのまち」の実現に向けて、定住・移住対策を重点的に進め、毎年36人の定住人口の上乗せを図り、平成29(2017)年度の目標人口を17,000人とします。

平成29（2017）年度の目標人口：17,000人

人口の目標

人口	年度	最終実績値	推定値		目標値
		平成17年 (2005)	平成24年 (2012)	平成29年 (2017)	平成29年 (2017)
総人口		19,896 (100.0%)	18,129 (100.0%)	16,672 (100.0%)	17,000 (100.0%)
年少人口 (0～14歳)		2,360 (11.8%)	1,906 (10.5%)	1,560 (9.3%)	1,624 (9.6%)
生産年齢人口 (15～64歳)		11,395 (57.3%)	9,981 (55.1%)	8,646 (51.9%)	8,875 (52.2%)
老年人口 (65歳以上)		6,141 (30.9%)	6,242 (34.4%)	6,466 (38.8%)	6,501 (38.2%)

※推定値は、平成12年から17年の住基のセンサス変化率を用い、平成17年の国調人口をベースにしたコーホート法による値である（割合は100%調整）

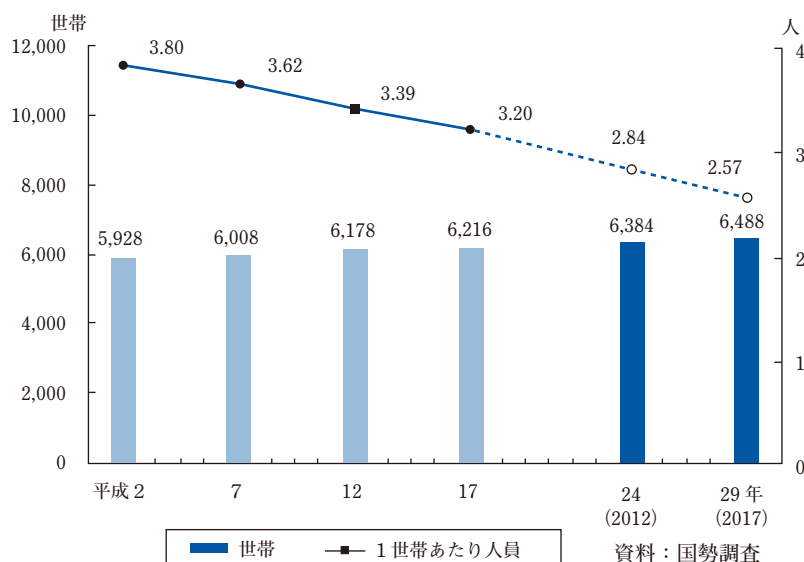
4-2 世帯数

1 予測

平成17(2005)年の世帯数は6,216世帯で、1世帯あたり人員は3.2人です。平成2(1990)年以降、世帯数は増加し、1世帯あたり人員は減少してきています。

このままの傾向が続くとすると本計画の目標年度、平成29(2017)年の世帯数は6,488世帯、1世帯あたり人員は2.6人と予測されます。

世帯数と1世帯あたり人員の推移と予測



※注) 平成7年から17年にかけての回帰予測にて推計。

2 目標世帯数

平成29(2017)年の目標人口17,000人の場合の世帯数を、6,538世帯(2.6人／世帯)と設定します。

世帯数の目標

世帯	年度	実績値		目標値
		平成12(2000)年	平成17(2005)年	平成29(2017)年
世帯数		6,178世帯	6,216世帯	6,538世帯
1世帯あたり人員		3.4人	3.2人	2.6人

※目標年の世帯数は、次のように算出した。目標年の世帯数＝目標人口／推計1世帯あたり人員数。

分野別の施策（施策の大綱）

町の将来像「元気まんまん まんのう町—改革と協働、輝きのまち—」の実現に向けて、次の3つの柱でまちづくりを進めます。

分野別の施策 体系図

元 気 ま ん ま ん ま ん の う 町 — 改革と協働、輝きのまち —

5-1 自然と人々が輝くまち

- 1 自然が輝くまちづくり（生活・自然環境）
 - (1) 生活環境の保全
 - (2) 自然環境の保全と活用
- 2 心豊かな人材を育てるまちづくり（教育・学習）
 - (1) 学校教育の充実
 - (2) 生涯学習の支援
 - (3) スポーツ活動の支援
- 3 すべての人が輝くまちづくり（交流・文化）
 - (1) 人権尊重社会の実現
 - (2) 男女共同参画の推進
 - (3) 地域間交流・国際交流の推進
 - (4) 芸術・文化の振興

5-2 安心と安全・快適なまち

- 1 誰もが安心して暮せるまちづくり（健康・福祉）
 - (1) 健康づくりの推進
 - (2) 地域医療体制の充実
 - (3) 地域福祉の推進
 - (4) 次世代育成の支援
 - (5) 高齢者福祉の充実
 - (6) 障害者福祉の充実
 - (7) 低所得者福祉・勤労者福祉の充実
 - (8) 社会保険（国保、介護）の安定化
- 2 誰もが安全・快適に住めるまちづくり（生活基盤）
 - (1) 交通網の整備・充実
 - (2) 生活基盤の整備
 - (3) 住環境の整備
 - (4) 生活安全対策の充実
 - (5) 情報・通信基盤の整備と活用

5-3 活力創造と改革のまち

- 1 地域経済の活力を高めるまちづくり（産業・雇用）
 - (1) 農林業の振興
 - (2) 商工業の振興と雇用創出
 - (3) 観光の振興
- 2 健全で住民がつくるまちづくり（住民自治・協働）
 - (1) 行財政の健全化
 - (2) 住民自治の確立と支援
 - (3) 協働・連携の推進

5-1 自然と人々が輝くまち

1 自然が輝くまちづくり（生活・自然環境）

① 生活環境の保全

地球温暖化の防止と潤いとやすらぎが得られる、快適な生活環境を実現するために、温室効果ガスの排出削減と地域新エネルギーの活用を図るとともに、ごみの3R（リデュース：減量化、リユース：再使用、リサイクル：再生使用）の徹底とごみの適切な処理、不法投棄の防止を推進します。また、適正な尿処理や火葬場・墓地の適正な維持管理を推進します。

② 自然環境の保全と活用

地域の豊かな自然を次世代に継承していくために、大滝大川県立自然公園をはじめ、森林や河川、ため池の保全と回復、有効活用を推進するとともに、温室効果ガス削減など地球環境の保全を推進します。また、豊かな自然を活かした景観形成を推進します。

2 心豊かな人材を育てるまちづくり（教育・学習）

① 学校教育の充実

本町の将来を担う子どもたちが、自分に自信と自尊心を持ち、仲間と共に学び、自ら考える力、生きる力を身につけられるように、家庭・地域・学校が連携し、様々な体験機会の充実を図ります。また、基礎的な学力の向上とともに、町の特性や人材などを活かした地域に根ざした特色ある教育や現代の課題である食育を中心とした健康教育、環境教育、人権教育や国際理解教育、情報教育など教育内容の充実を図ります。

児童・生徒数の推移や教育効果を考えた学校などの施設配置や施設の耐震化、老朽化した施設・設備の更新など、教育環境の充実を推進します。

② 生涯学習の支援

健康で心豊かな生活を送り、社会生活や仕事、まちづくりに必要な力を養うために、住民だれもが、いつでも学ぶことができるよう、住民の多様な学習ニーズに対応した学習機会や情報提供の拡充、住民の自主的な地域クラブ活動の支援を充実するとともに、図書室などの生涯学習施設の充実など学習環境の整備を推進します。

また、青少年が地域で充実した生活を送ることができるよう、スポーツや文化活動などの活動機会の提供や交流場所の確保、イベントやボランティア活動などへの参加機会の充実を図ります。

③ スポーツ活動の支援

年齢や体力に応じて気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しみ、健康な生活を送ることができるよう、幅広い世代を対象にしたスポーツ教室の開催やニュースポーツの普及、ウォーキングやサイクリングなどの有酸素運動など、スポーツ活動への参加機会の充実を図ります。また、住民のスポーツ活動を支援するため、施設の充実や施設の利便性の向上を図るとともに、指導者の育成やスポーツ団体の支援など、スポーツの振興を図ります。

3 すべての人が輝くまちづくり（交流・文化）

1 人権尊重社会の実現

一人ひとりがお互いの人権を尊重しあう地域社会の実現に向け、学校・職場・地域・家庭における人権教育や関係機関と連携協力した効果的な啓発活動を推進します。また、弱者が力をつける（エンパワーメント）取り組みを支援するとともに、各種人権侵害に関する相談機能の強化を図ります。

2 男女共同参画の推進

人々の価値観や就労・雇用形態の多様化、地域社会における性別役割の変化などを踏まえ、家庭、地域社会、就業、教育などの様々な場面で、男女が共に活躍できる環境づくりを進めるとともに、女性が力をつける（エンパワーメント）取り組みを支援します。

また、各種女性団体との連携・協力に努め、各種審議会などの政策・方針決定過程への女性の参画拡大を推進します。

3 地域間交流・国際交流の推進

町内各地区や地域間の交流が活発なまちをめざし、地域の産業や伝統的な祭り・各種イベントなどを通じた交流活動を促進します。

学校教育や生涯学習において、異文化理解のための講座などの開催を通じた国際感覚豊かな人材の育成や多様な国際交流活動を促進します。また、町内在住の外国人との交流を促進するなど、多文化共生のまちづくりに努めます。

4 芸術・文化の振興

文化財や記念物、生活文化や産業文化、伝統芸能などの保存・活用に努め、地域に誇りが持てるよう住民意識の高揚を図ります。また、芸術文化活動の発表や鑑賞の場や機会の充実など、住民の芸術・文化活動の支援に努めます。

5-2 安心と安全・快適なまち

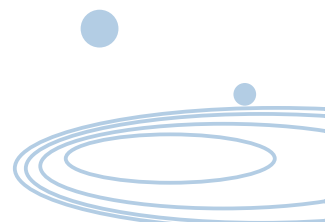
1 誰もが安心して暮せるまちづくり（健康・福祉）

1 健康づくりの推進

生涯を通じて、誰もが健康に暮らせるよう、健康に関する情報提供や健診・相談の充実、健康教育・食育の充実を図ります。また、生活習慣病やメタボリックシンドローム（内臓肥満症候群）の予防・改善、介護予防に向けて、特定健診・特定保健指導を推進するとともに、学校や診療所、社会体育など関係課が連携し、各年代の健康課題に応じた健康づくり活動を促進します。

2 地域医療体制の充実

住民が安心して暮らせるよう、医師の確保や設備・施設の充実など、へき地医療の充実を図ります。また、広域での病院群輪番制や在宅当番医制の充実など、医療・救急体制の充実を図るとともに、医療機関相互の連携を促進し、地域の医療・救急水準の向上に努めます。



③ 地域福祉の推進

高齢者や障害者など、すべての人が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、社会福祉協議会と連携し、自治会の地域福祉活動や福祉ボランティア団体、NPO（民間非営利団体）の社会福祉活動の支援・充実を図ります。

また、福祉意識を醸成するために、福祉学習の充実や啓発活動を推進するとともに、施設や交通、情報入手手段などのユニバーサルデザイン化⁶を推進します。

④ 次世代育成の支援

若い世代が安心して子育てができるよう、関係部門・機関が連携して、保育内容の充実や放課後の居場所づくり、子育てに関わる相談・学習・交流機能の充実、子育てサークルの育成・支援の充実などを図ります。

また、次代を担う子どもや若者の自立を支援するため、遊びや体験機会の充実、若者の安定的な就業の促進や交流・結婚機会の充実などを図ります。

母子・父子世帯に対しては、生活保護や育児・教育、自立の支援など、ニーズに応じた多面的な支援に努めます。

⑤ 高齢者福祉の充実

町民一人ひとりが長い高齢期を安心して生きがいを持って過ごせるよう、健康づくりや介護予防の取り組みを充実するとともに、生涯学習や各種活動など社会参加活動への参加を促進します。また、介護等が必要になっても、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、医療と連携し、介護サービスや各種福祉サービスの充実を図ります。

⑥ 障害者福祉の充実

障害者に対する理解を深めるため、啓発活動や交流活動を推進します。また、障害者が地域で自立した暮らしができるよう、障害者計画・障害福祉計画に基づき、保健福祉サービスの充実や就労支援の強化、学習活動や行事等の各種活動に参加しやすい環境づくりと参加の促進を図ります。

⑦ 低所得者福祉・勤労者福祉の充実

低所得者の生活の安定と自立の促進に向け、相談・指導体制の充実と生活保護制度などの適正な運用に努めます。

雇用や就労に関する情報提供の充実や各種共済制度の加入促進、福利厚生の実施や労働環境の改善など、勤労者福祉の充実を促進します。

⑧ 社会保険（国民健康保険、介護保険）の安定化

特定健康診査・特定保健指導などによる生活習慣病の早期発見・予防・改善、高齢者の介護予防、重複受診の防止などを図るとともに、保険料の適正賦課や収納率の向上などにより、国民健康保険や介護保険制度の安定的な運営を図ります。

② 誰もが安全・快適に住めるまちづくり（生活基盤）

① 交通網の整備・充実

国道や県道などの幹線道路については、通勤時間の短縮などをめざし、関係機関と連携しながら、拡幅や路線整備などを推進します。生活道路については、交通危険箇所の改善など、安全で快適な道路環境に向けて、計画的な改良・整備に取り組みます。

通勤・通学などの利便性の向上に向けて、環境にやさしい鉄道の充実を図るとともに、高齢者や学生な

6 ユニバーサルデザイン：障害者をはじめ、誰でもが使いやすいバリアのないデザインのこと。

ど交通弱者の移動手段の利便性を確保するため、路線バスの維持と新たな交通手段（コミュニティ交通）の導入を検討します。交通安全施設の点検整備を充実するとともに、関係機関・各種団体と連携し、交通安全対策の充実を図ります。

② 生活基盤の整備

無秩序な市街化を防ぎ、地域の環境・景観と調和した、安全で利便性の高い、快適な地域基盤を整備するため、適正な土地利用を推進します。また、生活用水の確保と老朽化した水道施設の計画的な更新、公共下水道整備・充実、合併処理浄化槽の普及などに努めます。

町民のいこいの場としての公園緑地の整備・充実を推進するとともに、住民による公園の管理体制の導入など、住民と行政が協働して快適な生活空間の形成を図ります。

③ 住環境の整備

若者の定住化を促進するため、良好で低価格な宅地の確保や民間事業者による適切な住宅・宅地開発を促進します。また、公営住宅の耐震診断を行うとともに、必要に応じて耐震化や改修を図ります。

④ 生活安全対策の充実

東南海・南海地震などの大規模災害時の被害を抑制するために、自主防災組織の結成と育成を図るとともに、定期的な訓練などの実施や災害時要援護者の支援体制の整備を促進します。また、消防施設の整備や河川の氾濫、土砂崩落などの自然災害を防止するための治山治水対策を推進します。

地域住民と関係機関が連携した地域ぐるみの防犯体制の整備や消費者被害防止対策を推進します。

⑤ 情報・通信基盤の整備と活用

高度情報化社会に対応するため、高速通信網など情報・通信基盤の整備を推進し、行政情報やまちづくり活動、地域産業などの活性化に有効活用します。また、住民主体のパソコン・インターネット講座などの開催を促進するなど、情報格差の解消を図ります。

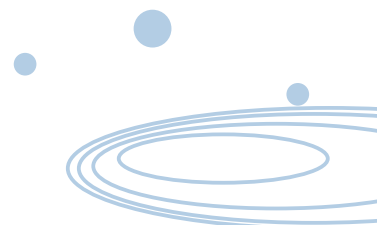
5-3 活力創造と改革のまち

① 地域経済の活力を高めるまちづくり（産業・雇用）

① 農林業の振興

安定的な農業経営を実現するために、意欲のある担い手や新規就農者などの育成・確保を図るとともに、まんのうブランドの特産品の開発、有機農業などによる高付加価値化、販路開拓の支援などを推進します。また、食育や地産地消、グリーンツーリズムを推進するとともに、生産基盤の整備や農業用水の確保、遊休農地の活用を推進します。

林業については、県産材の家づくりなど木材需要の創造を図りながら、林道の整備など木材生産機能の維持・充実や林産物の振興に努めます。また、防災や水源のかん養、林業体験や観光レクリエーション、保健・休養機能の活用など森林の公益的機能の維持・増進を図ります。



② 商工業の振興と雇用創出

観光客や地域の高齢者など消費者ニーズに的確に対応した商品やサービスの提供、経営の体質改善や後継者の育成を促進します。また、かりんやいちじくなどの地域の産物を活かした「まんのうブランド」の商品開発と販路拡大など、起業化や新規事業の創出などを促進します。

多様な就業機会の確保を図るため、丘陵地の事業適地への積極的な企業誘致活動を展開します。

③ 観光の振興

金刀比羅宮に近い立地条件を活かし、満濃池や国営讃岐まんのう公園、道の駅などを核とした体験観光メニューの開発、讃岐うどんのまちづくり、まんのう池周辺ウォーキングイベントの企画・開発など、魅力的な観光地づくりを行います。また、個性的な取り組みによるマスコミ報道やインターネットを活用した情報提供を積極的に行います。

② 健全で住民がつくるまちづくり（住民自治・協働）

① 行財政の健全化

厳しい財政状況が続く中で、効果的な施策を効率的に実施していくために、町長のリーダーシップのもとに、施策・事業の選択とシンボルプロジェクトへの集中の徹底、行政評価システムの構築など、戦略的な行政経営を推進します。

財政の健全化を図るため、地域産業の活性化や企業誘致、若者や退職者の定住の促進などにより自主財源の確保を進めるとともに、職員体制のスリム化や公共施設管理などの効率化、入札制度の見直しなど行財政改革を推進します。

また、生活圏の広域化などに対応した行政サービスの提供や行財政の効率化のため、広域行政を推進します。

② 住民自治の確立と支援

住民が主役のまちづくり・地域づくりを促進するため、地域単位の住民自治活動や地域の実情にあった自治会活動、まちづくりグループ活動、ボランティア活動などを支援します。

また、限界集落⁷への定住促進や自治会組織の再編成、コミュニティ活動の拠点となる集会施設の整備や遊休施設の有効利用を促進します。

③ 協働・連携の推進

住民と行政が協働して、まちづくりを進めていけるよう、行政情報や住民のまちづくり活動などの情報を積極的に公開・提供します。また、各種委員会などでの公募委員枠の拡大や各種計画策定における懇談会やワークショップの開催、出張行政相談や地域座談会などへの職員の派遣など、住民と行政が協働・連携してまちづくりを進めます。

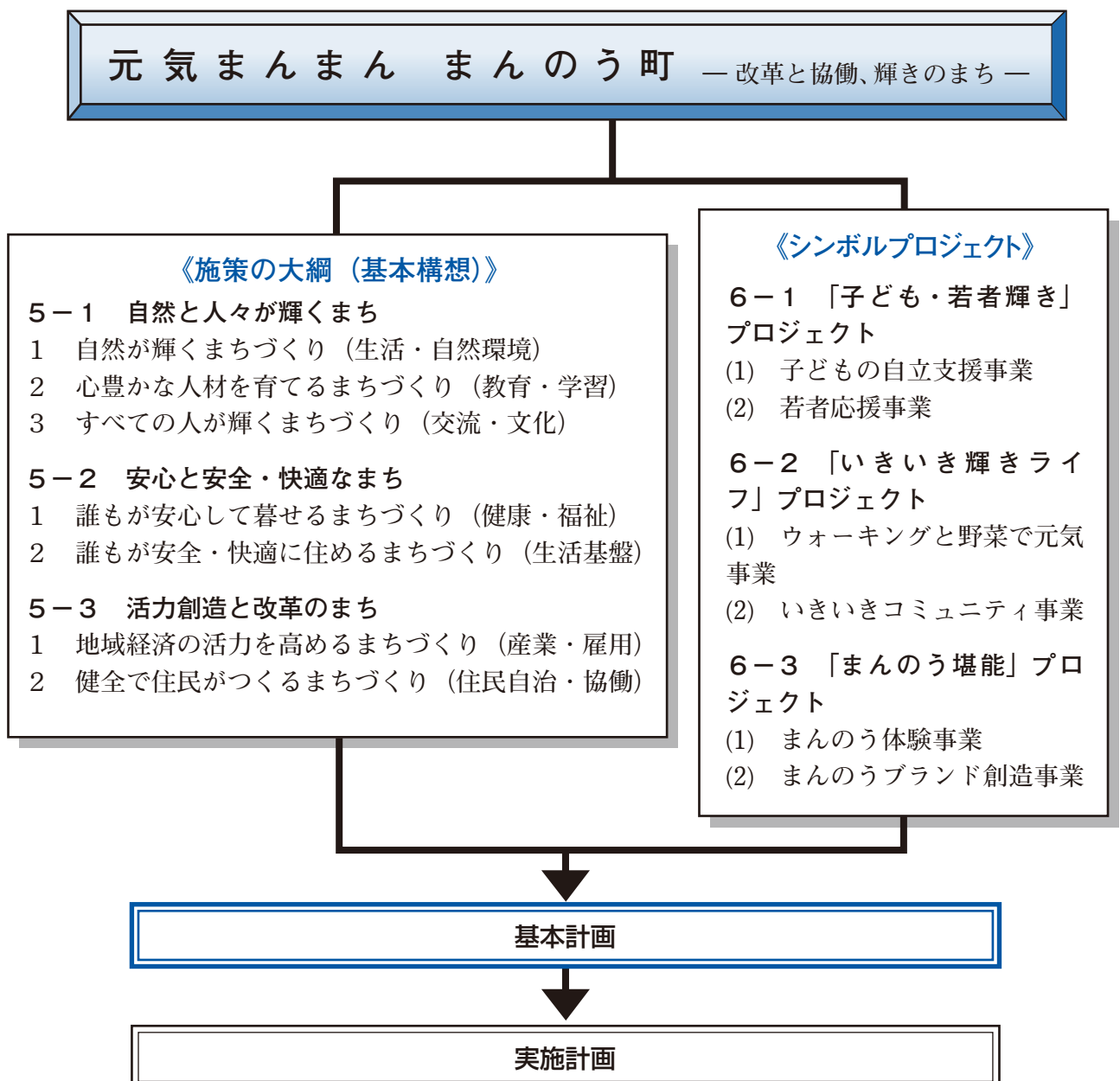
7 限界集落：人口の半数以上が高齢者で、冠婚葬祭などのコミュニティ活動の維持が困難になった集落。

6

シンボルプロジェクト

行財政改革を推進し、数値目標をたてて予算と人材を集中し、プロジェクトチームによる推進体制の整備を図り、町の将来像「元気まんまん まんのう町ー改革と協働、輝きのまちー」の実現に向けて、住民と行政が協働し、「子ども・若者輝き」「いきいき輝きライフ」「まんのう堪能」の3つの「シンボルプロジェクト」に取り組みます。

シンボルプロジェクトの位置づけ



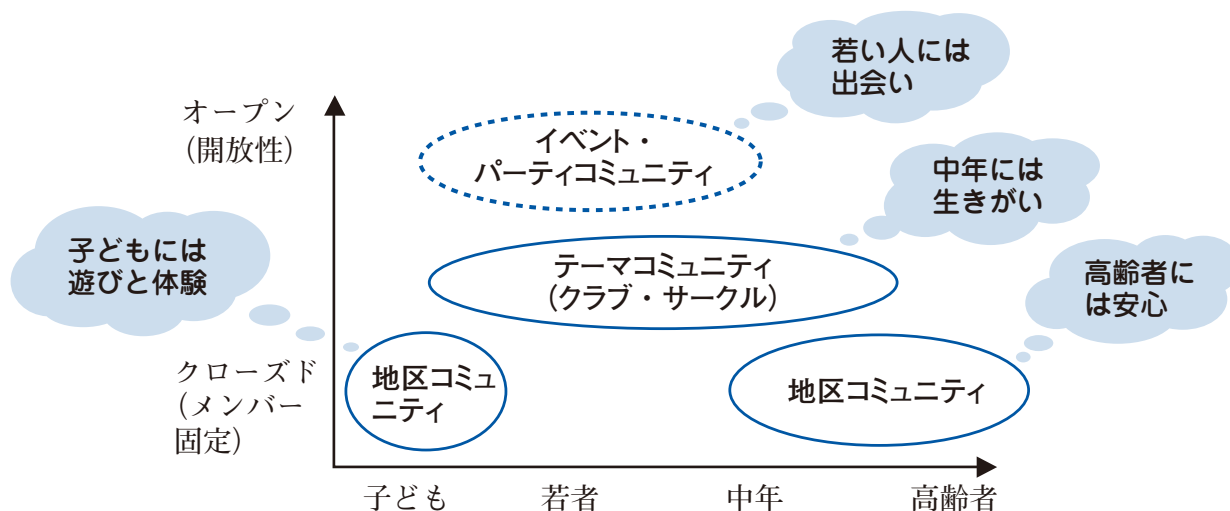
6-1 「子ども・若者輝き」プロジェクト

将来の町を担う子どもや若者が自信と誇りを持ち、地域で活躍できるよう、子どもの遊びや様々な体験・達成機会の充実、若者の自立や定住、交流・交際の応援など、子どもや若者が輝くまちづくりを進めます。

<事業内容>

事業名	基本方針	内 容	主 体
(1) 子どもの自立支援事業	家庭・地域・学校が連携し、子どもたちの遊びや様々な体験機会を充実させ、子どもの学ぶ意欲や生きる力を育み、自立を支援します。	①子どもの遊びと体験支援事業 (集団遊びやアウトドア活動、通学合宿、仕事体験、地域行事・伝統芸能や祭り、ボランティア活動、スポーツ合宿誘致など) ②子どもの居場所づくり事業 (図書室の整備、廃校や空き教室の活用など) ③誇りと意欲を高める支援活動 (様々な活躍の場づくりとほめる教育の推進)	家庭 地域 学校 教育委員会 行政
(2) 若者応援事業	若者が安定した仕事に就き、定住し、交流・結婚・子育てができるよう、総合的な応援を行います。	①企業誘致・経営革新・起業支援事業 (担当者の配置など) ②若者の交流・交際・結婚応援事業 (イベントやグループ活動の支援など) ③子育て支援事業 (保育サービスの充実、子育てグループの支援など) ④新駅整備・住宅地開発事業の検討	家庭 地域 産業団体 教育委員会 行政

地域におけるコミュニティ（仲間）づくり



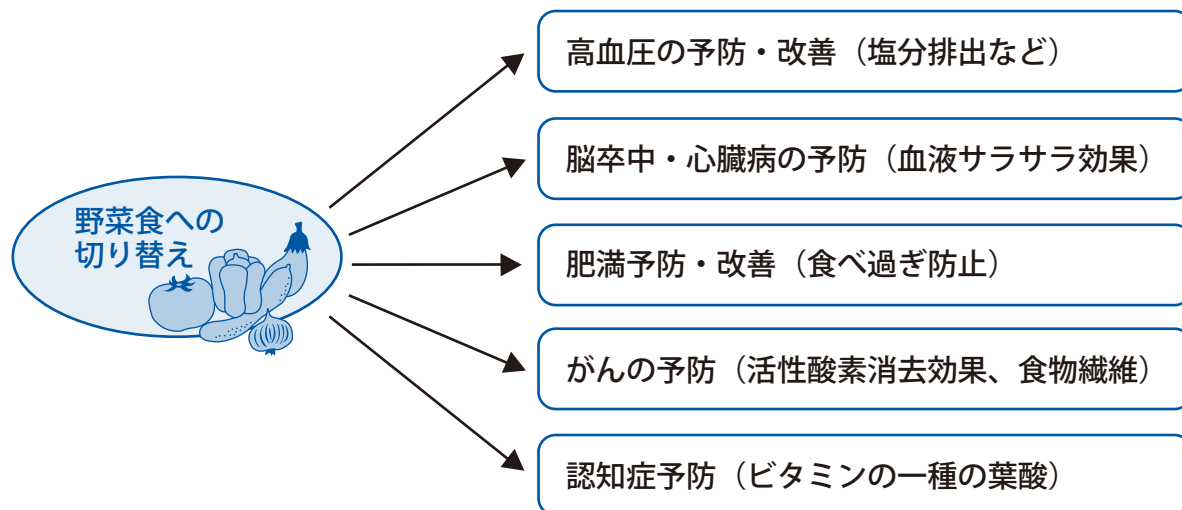
6-2 「いきいき輝きライフ」プロジェクト

生涯を通じて健康で安心して暮らせるまちをめざし、ウォーキング・サイクリングと野菜食による生活習慣病・メタボリックシンドロームの予防・改善を進めるとともに、共に助け合ういきいきとしたコミュニティづくりを進めます

<事業内容>

事業名	基本方針	内 容	主 体
(1) ウォーキングと野菜で元気事業	「10年間でメタボ・予備群25%減少」に向けて、健康ウォーキング・サイクリングと野菜健康食のまちづくりを進めます。	①通勤・通学ウォーキングとサイクリングのまちづくり事業 ②満濃池ウォーキング事業 ③「毎日350g野菜食」促進事業 ④「家庭菜園・果樹園・ハーブ園、市民農園」促進事業	住民 企業 医療機関 行政
(2) いきいきコミュニティ事業	地域で交流し、共に助け合うコミュニティ活動やボランティア活動の活発なまちづくりを進めます。	①地域クラブ活動促進事業（趣味やスポーツ活動） ②福祉コミュニティづくり事業（ふれあいサロン、声かけ、自主防災、コミュニティFM、環境・美化など） ③高齢者ボランティア促進事業（伝統文化や技術の伝承など） ④地域男女共同参画推進事業 ⑤コミュニティ交通事業	住民 社会福祉協議会 教育委員会 行政

「野菜食」による生活習慣病・メタボリックシンドロームの予防・改善



6-3 「まんのう堪能」プロジェクト

「まんのう町に行ってみたい」「まんのう町で食事や買物をしたい」と思える魅力のあるまちづくりをめざし、全国に情報発信する「讃岐うどんたんのう祭り」「満濃池周辺まちあるき」「まんのうブランドの健康食品づくり」などを促進します。

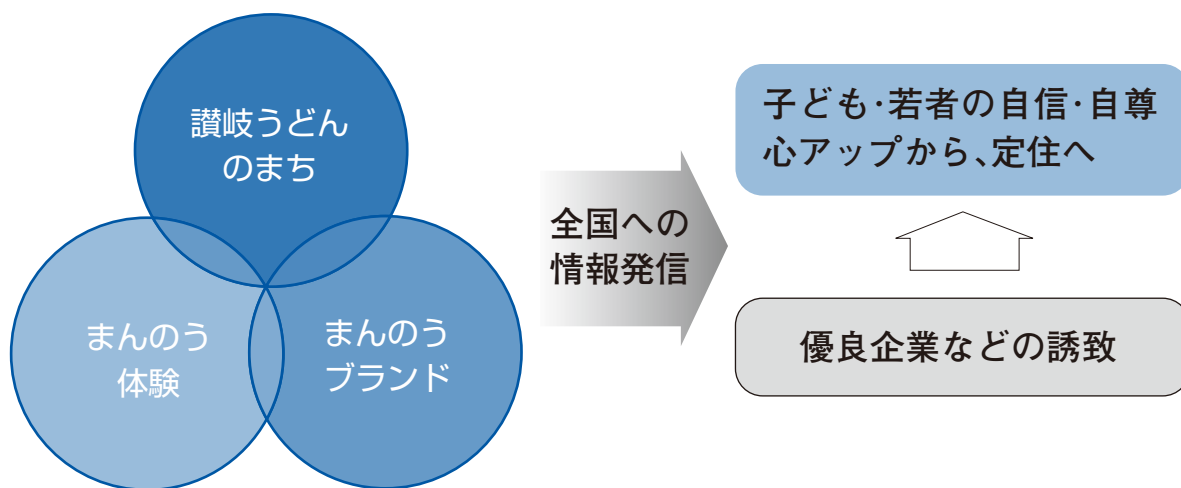
<事業内容>

事業名	基本方針	内 容	主 体
(1) まんのう体験事業	「人口あたりのうどん店全国一」を積極的にPRし、「讃岐うどんのまち」のイメージアップを図ります。満濃池などの田園景観・環境、貴重なモザイクガラス玉や満濃池の歴史、竜王山・大川山などを活かし、国営讃岐まんのう公園・満濃池森林公園やかりん亭・道の駅などを拠点とした、体験観光の充実を促進します。	①「讃岐うどんのまち」情報発信事業（道の駅、ITボランティアなど） ②「讃岐うどんたんのう祭り」事業（ネットワーク型の祭り） ③「満濃池周辺まちあるき」事業 ④グリーンツーリズム推進事業（農業体験、そばうち、苺採りなど） ⑤体験観光メニュー開発・体験インストラクター育成支援事業 ⑥自然・田園の景観・環境保全整備事業	各観光施設・道の駅 商工会（観光協会） JA 森林組合 町 町民
(2) まんのうブランド創造事業	かりんやいちじく、ひまわりなどの特産品を活かした、まんのうブランドの健康食品の開発を促進します。	①まんのうブランドの健康食品開発支援事業 ②有機農業や特別栽培による農産物生産支援事業	道の駅 商工会 JA（観光協会） 町

基本構想

シンボルプロジェクト

町のイメージアップから、若者定住・企業誘致へ



Manno-Town

土地利用構想

7-1 現状と課題

本町は、香川県南西部に位置し、東西約23km、南北約17km、面積は194.33km²です。南には1000mを超える竜王山、大川山を主峰とする讃岐山脈が連なり、東西も50～500mの山々に囲まれ、緑の潤いのある景観を形成しています。町の南半分は讃岐山脈の山地と丘陵部が占め、その中を南から北へと県下唯一の一級河川土器川が流れ、満濃池をはじめとする約900のため池が点在しています。平地部は満濃池より北に広がり、国道32号沿いに一部市街地が形成されるとともに、集落は各地域に点在し、山間部では過疎化が進行しています。

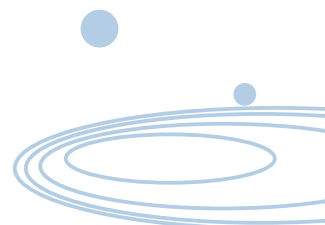
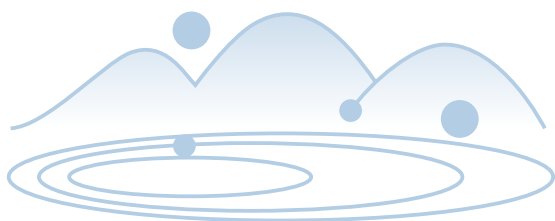
平成18(2006)年の土地利用状況(土地概要調書)は、農用地2,738ha(田1,906ha、畑832ha)、山林7,780ha、宅地535ha、その他8,380haです。土地利用規制は、都市計画区域2,048ha、農業振興地域14,866ha、農用地区域2,264ha、保安林1,873ha、大滝大川県立自然公園2,363ha(うち特別地域564ha)が指定されています。

今後の土地利用の課題は、自然や歴史的環境・景観の保全と活用、優良農用地の保全と遊休農地の有効活用、市街地の計画的な整備です。

7-2 土地利用の基本理念・基本方針

土地は現在及び将来の住民のための限られた貴重な資源であり、住民の生活及び生産など諸活動に欠くことのできない共通の財産です。

土地の利用にあたっては、①健康で文化的な生活環境の確保、②公共の福祉の優先、③自然の保全と自然との共生、④歴史・文化環境の保全、⑤付加価値を生む産業への有効活用、⑥安全な生活環境の確保を基本理念とし、町の将来像「**元気まんまん まんのう町一改革と協働、輝きのまちー**」の実現に向けて、国土利用計画法と関連する土地利用関係法(自然公園法、森林法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、都市計画法等)のもとに、総合計画、国土利用計画、農業振興地域整備計画などに基づいて、総合的かつ計画的な土地利用を図ります。



7-3 ゾーン設定

① 市街地ゾーン

① タウンセンター

町役場周辺を町の中心地区(タウンセンター⁸)と位置づけ、行政サービスや文化・商業などの都市機能の集積を図ります。また、若者の定住に向けて、ことでん琴平線の新駅設置とその周辺での住宅地開発を検討します。

② 地区中心(サブタウンセンター)

琴南支所と仲南支所を中心に、地区の行政サービス・交流・若者定住などの拠点として維持を図ります。

② 産業誘致ゾーン

全国に向けて本町のイメージアップを図りながら、誘致条件の整備と営業活動に努め、空き工場や事業所跡地、事業適地などへの企業誘致を進めます。

③ 農業ゾーン

意欲的な農家の育成を図りながら、優良農地の保全、遊休農地の有効利用、潤いのある農村風景の継承、農業集落の環境整備などを促進します。

④ 公園・レクリエーションゾーン

大滝大川県立自然公園の自然の保全と活用、満濃池の自然環境の保全と周遊遊歩道の整備、ウォーキングイベントなどでのPRを図りながら、国営讃岐まんのう公園や満濃池森林公園、かりんの丘公園の利用を促進します。また、4つのゴルフ場の環境の保全と有効利用を促進します。

⑤ 森林ゾーン

生活に潤いを与える斜面緑地の景観・環境の保全、森林の木材や特用林産物の生産機能、水源かん養・土砂災害防止等の国土保全機能、保健休養機能などの多面的な機能の保全を図ります。

⑥ 河川・ため池

一級河川土器川やため池などの防災機能の強化、子どもの遊びや学習、町民の憩いとレクリエーションの場としての河川の有効活用を図ります。

以上をまとめた土地利用基本構想図は、次のとおりです。

8 タウンセンター：役場（政治・行政中心）・文化施設・商業などの集積する町の中心地。

土地利用基本構想図

